

能登島交流市場 指定管理者募集要項

令和8年9月

七 尾 市

今後の能登島交流市場の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項及び七尾市大規模農業農村施設条例(以下、「条例」という。)第4条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

1.施設の概要

(1)名称及び所在地

名 称 能登島交流市場

所在地 七尾市能登島町向田町122部14番地

(2)建築物の概要

構造 鉄筋2階建

建築面積(786.59㎡)

建築床面積(1,456.69㎡)

- 1 階:地場産品販売ゾーン、飲食コーナー、お土産・日用品販売ゾーン、ファーストフード、セカンドキッチン、陶芸ギャラリーゾーン、ガラス工房販売ゾーン、トイレ、管理者ゾーン
- 2 階:レストランゾーン、バルコニー、レンタルスペース、事務室、調理室、更衣室、トイレ
- その他:緑地広場(3,260㎡)、太陽光パネル(令和10年度予定)

(3)開館時間及び休館日

- ① 開館時間と休館日は下記のとおりとする。

開館時間	休館日
午前9時～午後5時まで	12月29日～翌年1月1日

12月1日から翌年3月20日までの間の木曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる日は除く。)

- ② 但し、営業時間及び休館日は、指定管理者の提案により、市と協議のうえ、決定することができる。

2.指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

3.施設の主たる用途

本施設は、農業農村の活性化及び地域の伝統工芸、文化等の振興を図るとともに地域特産品の開発及び販売、人材の育成と雇用の拡充等、総合的な交流を目的とします。

4.指定管理者が行なう業務(詳細は別添「業務仕様書」を参照)

(1)施設の運営に関する業務

- ア 利用者受付等業務
- イ 利用料金等の徴収業務
- ウ 情報の提供

(2)施設の管理に関する業務

- ア 保守管理業務
- イ 環境維持管理業務

(3)施設のマーケティングに関する業務

- ア 集客に向けた取組み
- イ 他の観光施設等との連携

(4)その他本施設に必要と認める業務

ア 能登の創造的復興に資する業務

5.指定管理に要する経費

本施設の運営業務及び維持管理業務に要する経費(指定管理者が行なう業務に係る経費)は、施設の利用者が納める利用料金収入、指定管理者が実施する事業収入により賄うこととします。

6.指定管理者の選定までのスケジュール

令和8年9月4日(金)～令和8年10月5日(月)	募集要項の配布・応募受付
令和8年9月14日(月) 午後2時から	現地説明会
	開催場所:能登島交流市場 レストラン(2階)
令和8年9月11日(金)～令和8年9月24日(木)	質問の受付
令和8年10月5日(月) 午後5時まで	申請書類の提出期限
令和8年11月5日(木)	選定委員会の開催
令和8年11月中旬予定	選定結果の通知
令和8年12月(七尾市議会定例会12月会議) 指定管理者の指定の議決	
令和9年3月31日(水)まで	協定書の締結、事務の引継ぎ
令和9年4月1日(木)から	指定管理者による管理の開始

募集要項に関する現地説明会を上記のとおり開催します。参加を希望する場合は、申請書(別紙1)に必要事項を記入のうえ、令和8年9月10日(木)までにFAX等で申し込みをしてください。

7.協定の締結・指定管理者の指定

市議会の議決による指定管理者の決定後、市と指定管理者の間で、管理運営の詳細について協定を締結します。

8.申請資格等

能登島交流市場に係る指定管理者の指定の申請を行なうものは、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

(1)法人その他の団体であること。(法人格の有無は問わないが個人は不可)

(2)本施設の管理業務に係る市との連絡や緊急時対応を行なう責任者が石川県内に常駐すること。

(3)次のいずれかに該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ② 当該法人等の責めに帰すべき事由により地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された日から2年を経過しないもの
- ③ 七尾市税又は消費税及び地方消費税を滞納しているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの又は役員(法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者)が暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるもの
- ⑤ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の決定を受けた法人又は民法(明治29年法律第89号)第73条に規定する清算の目的の範囲内において存続する法人

- ⑥ 代表者が次のいずれかに該当する法人以外の団体
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ていないもの
- (4)令和8年9月に開催される現地説明会への参加は申請資格の要件ではないが、可能な限り参加すること。

9. 選定方法・選考基準

(1)選定方法

指定管理者の候補者は、選定委員会による審議を経て、市長が選定します。

(2)選定委員会の委員への接触禁止

本施設の指定管理者の選定に関して、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(3)選考基準

選考は、次の基準により行ないます。

- ① 公共的な役割の理解及び施設を運営するにあたっての意欲が見られるか
- ② 管理運営にふさわしい団体の理念・経営方針を持っているか
- ③ 施設を有効活用した集客事業が提案されているか
- ④ サービス向上の提案として、地域や他観光施設との連携や方策等が適当か
- ⑤ 安全管理についての基本方針が適当であり、また緊急時の対応が計画されているか
- ⑥ 職員の雇用に関する考え方と配置に関する考え方が適当か
- ⑦ 個人情報の保護と情報公開の処置が計画されているか
- ⑧ 施設の維持管理及び安全確保に関する考え方が適当か
- ⑨ 収支計画が適正に見込まれているか

10. 申請書類

指定管理者に応募しようとする団体は、指定申請受付期間内に下記の書類を提出してください。

なお、提出された書類についての変更、返却はいたしません。

(1)提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号から様式第4号)
- ② 当該団体の経営状況を説明する書類(様式不問)
- ③ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、非法人にあっては当該団体の代表者の身分証明書
- ④ 定款、寄付行為及び規約又はこれらに相当する書類
- ⑤ 納税証明書

(2)提出部数

申請書類の提出部数は、正本1部、副本8部とします。

(3)その他申請書類の取扱い等

- ① 申請書類の内容は、労働基準法を含め関係法令を遵守してください。
- ② 申請書類の用いる言語、通貨、単位は日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限ります。
- ③ 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則 A4版としてください。
- ④ 指定管理者の選考に必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- ⑤ 提出された申請書類は選定を行なうために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- ⑥ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- ⑦ 申請書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

- ⑧ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は、選定結果の公表その他必要がある場合に、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類は、七尾市情報公開条例の規定により、個人情報、法人等情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

11. 管理運営の基準等

(1)管理運営の基準は、別紙「能登島交流市場指定管理者業務仕様書」によるものとします。

(2)業務計画

指定管理者は、本施設の業務計画書を作成し、提出しなければならないこととします。

(3)業務報告

指定管理者は、4月30日までに、前年度の管理運営に関する業務報告書を提出しなければならないこととします。

また、指定管理者は、毎月終了後10日以内に前月の管理運営に関する月次報告書を提出しなければならないこととします。

(4)調査等

本市は、指定管理者の管理する公の施設の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示を行なうことがあります。

12. その他の留意事項

(1)管理運営の引継等

本市は、指定期間の開始時に、指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営を行なうことができるよう、指定管理者との間で引継ぎを行なうものとします。

また、指定管理者は、指定期間の終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の業務を行なうことができるよう、次期指定管理者との間で引継ぎを行なうとともに、本市が承認した場合を除き、本施設を原状に回復しなければならないこととします。

(2)管理運営の休廃止

指定管理者は、本施設の管理運営を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければならないとします。

(3)指定の取消し

指定管理者が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

- ① 本施設の管理運営を適切かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- ② 指定に関し不正行為があったとき。
- ③ 法令の規定、指定の条件又は協定書に記載された条件に違反したとき。
- ④ 法令の規定、指定の条件又は協定書の規定に基づく報告の聴取、調査、監査または検査の実施に当たり、これを拒否し、若しくは妨害し、又は正当な理由なく指示に従わなかったとき。
- ⑤ その他本施設の管理運営を継続することが適当でないと認められるとき。

(4)課税に関する留意事項

指定管理者は、本施設の管理運営に伴い、法人市民税等の納税義務者となります。

(5)災害発生時における留意事項

指定管理者は、本市災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備してください。

(6)施設内の事故発生時における留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本施設の利用者、第三者又は本市に損害を与えた場合は、指

定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

損害賠償責任保険等へ加入するなどの対応については、指定管理者の責任において行なって下さい。

【問い合わせ先】

〒926-8611 石川県七尾市袖ヶ江町イ部 25 番地

七尾市産業文化スポーツ部交流推進課

担 当：清水

TEL：(0767) 53-8424 FAX：(0767) 52-2812

E-mail：koryu-s@city.nanao.lg.jp

【資料】過去3か年の運営管理費

令和5年度決算

入込実績 95,226 人

(単位 千円)

項 目	金 額	内 訳
売店売上高	98,446	
食堂売上高	28,998	
自販機手数料	481	
収入合計	127,925	
管理運営費	29,895	人件費 29,895
	21,464	事務管理費 5,799
		一般管理費 4,540
		光熱水費 8,849
		修繕費 1,452
		外注費 824
	82,742	原材料費 82,742
支出合計	134,101	
収支	△6,176	

令和6年度決算

入込実績 5,599 人

(単位 千円)

項 目	金 額	内 訳
売店売上高	4,157	
食堂売上高	1,606	
自販機手数料	108	
指定管理料	14,399	
収入合計	20,270	
管理運営費	9,792	人件費 9,792
	6,232	事務管理費 1,450
		一般管理費 755
		光熱水費 3,619
		修繕費 408
		外注費 0
	7,930	原材料費 7,930
支出合計	23,954	
収支	△3,684	

令和7年度決算

入込実績 5,489 人

(単位 千円)

項 目	金 額	内 訳
売店売上高	8,843	
食堂売上高	817	
自販機手数料	69	
指定管理料	16,583	
収入合計	26,312	
管理運営費	8,973	人件費 8,973
	10,214	
		事務管理費 1,757
		一般管理費 2,904
		光熱水費 2,860
		修繕費 2,330
		外注費 363
管理運営費	7,889	原材料費 7,889
支出合計	27,076	
収支	△764	

【参考_新型コロナウイルス前】令和元年度決算

入込実績 316,011 人

(単位 千円)

項 目	金 額	内 訳
売店売上高	124,481	
食堂売上高	42,406	
自販機手数料	574	
収入合計	167,461	
管理運営費	27,019	人件費 27,019
	26,407	一般管理費
		光熱水費 9,216
		修繕費 2,139
		燃料費 0
		通信運搬費 434
		消耗品費 1,504
		租税公課 1
		支払手数料 826
		その他管理経費 12,287
	110,276	原材料費
		売店商品仕入 91,861
		材料仕入 18,415
支出合計	163,702	
収支	3,759	